

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年5月22日

奈良県知事 山下 真

1 業務概要

- (1) 業務名 宿泊施設誘致 PR 事業業務委託
- (2) 業務内容 「仕様書」に示す業務の内容のとおり
- (3) 業務量の目安 7,784,353 円（消費税及び地方消費税を含みます。）を限度とします。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年1月31日(金)まで
- (5) 連絡先、提出先等

担当部局：奈良県産業部産業創造課（県庁本庁舎6階）

所在地：〒630-8501

奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8872

FAX：0742-27-4473

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から選定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約にかかる入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）「広告・イベント業務：Q5」又は「諸サービス：Q7」に技術提案書提出時（令和6年6月13日）までに登録を完了している者である

こと。

3 手続等

(1) 公告及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和6年5月22日（水）から同年6月6日（木）まで

イ 交付方法

奈良県産業部産業創造課ホームページからダウンロードしてください。

また、1の(5)の連絡先、提出先等の担当所属において交付します。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/51975.htm>

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出方法 質問がある場合は、FAX（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等のFAXにて提出してください。

ウ 受付期間 令和6年5月27日（月）午後5時まで
ただし、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、
県の休日を除きます。

エ 回答 令和6年5月31日（金）に次の奈良県ホームページに掲載しま
す。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/51975.htm>

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年6月6日（木） 午後5時（必着）

イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等の担当所属

ウ 提出物 様式1 参加表明書

エ 提出方法 持参又は書留郵便
書留郵便の場合は、封筒の表に「宿泊施設誘致PR事業業務委託」
及び「参加表明書在中」と朱書きしてください。

オ 提出部数 1部

(4) 技術提案書提出者の選出及び通知

ア 選定について

提出された参加表明書に基づき、「2 参加資格」で示す各項目について確認し、技術提案書提出者を選定します。

イ 通知について

参加表明書を提出した者に対して、アにより選定された場合は、「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。

また、アにより選定されなかった場合は、「非選定通知書」を通知します。「非選定通知書」には、選定しなかった理由を記載します。

ウ 非選定理由の説明申請について

非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日をも定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期限 令和6年6月13日（木）午後4時（必着）

イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等の担当所属

ウ 提出物 ・技術提案書（次の様式及び添付資料）

様式2 技術提案書

様式3-1 企業の元請実績（元請実績がある場合）

様式3-2 業務履行証明書（必要な場合のみ）

様式4 業務の実施方針

様式5-1 評価テーマ1に関する技術提案

様式5-2 評価テーマ2に関する技術提案

様式5-3 評価テーマ3に関する技術提案

・参考見積

「仕様書」の全ての業務（技術提案書の内容を含みます。）に要する費用について記載してください。

参考見積（押印）：1部

エ 提出方法 持参又は書留郵便

書留郵便の場合は、提出期限日に必着とします。

また、封筒の表に「宿泊施設誘致 PR 事業業務委託」及び「技術提案書在中」と朱書きしてください。

オ 提出部数 技術提案書（様式 2）：1 部

企業の元請実績（元請実績がある場合）（様式 3-1）

：6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

業務履行証明書（必要な場合のみ）（様式 3-2）

：6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

業務の実施方針（様式 4）：6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

評価テーマ 1 に関する技術提案（様式 5-1）：

6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

評価テーマ 2 に関する技術提案（様式 5-2）：

6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

評価テーマ 3 に関する技術提案（様式 5-3）：

6 部【原本 1 部・コピー 5 部】

※ コピー 5 部については、提案者を判読できるような記載を削除してください。

(6) ヒアリング

技術提案書についてのヒアリングを実施します。次のアからエまでの内容で実施を予定していますが、詳細については、技術提案書の提出者に対して個別に通知します。

ア 日時 令和 6 年 6 月中旬（予定）

イ 場所 奈良県庁本庁舎（予定）

ウ 出席者 業務担当予定者を含み 3 人以内

エ ヒアリング時間 プレゼンテーション（15 分）、質疑応答（10 分）

(7) 受託業者の特定

ア 特定方法について

提出された参加表明書、技術提案書、参考見積及びヒアリングを基に、別紙「宿泊施設誘致 PR 事業業務委託に係る審査採点表」（合計 100 点）に基づき審査会により審査し、最高得点者を受託業者として特定します。ただし、総得点が一定基準（60 点）に満たない場合は、受託業者としません。

イ 通知について

技術提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった場合は「非特定通知書」により通知します。

ウ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

4 受託業者を特定するための評価基準

別紙「宿泊施設誘致 PR 事業業務委託に係る審査採点表」のとおり

5 参加表明書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加表明書は、様式1により作成してください。

6 技術提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書の表紙は、様式2により作成してください。
- (3) 様式3-1、様式3-2、様式4、様式5-1、様式5-2及び様式5-3について、A4縦長片面で記載してください。なお、文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。

また、(5)及び(6)の規定による各様式の枚数の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は、評価の対象となりません。

各様式に記載する際には、別紙「宿泊施設誘致 PR 事業業務委託に係る審査採点表」ごとに設定された記載欄に提案内容を記載してください。記載欄と提案内容が整合しない場合は、評価の対象となりません。

なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定することができます（各様式の枚数の制限の範囲内に限ります。）が、記載された提案内容がどの記載欄に記載されたものか明確に確認できない場合は、評価の対象となりません。

(4) 企業の元請実績

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに完了した、本委託業務と同種（講演者を設け、参加者を募り講演会を行ったもの）・同規模（契約金額が本プロポーザルにおいて提出する参考見積と同等以上）の元請実績（国、地方公共団体が発注したもの）を有している場合は、その実績について様式3-1により下記①及び②に留意して提出してください。下記①又は②によることができない場合は、様式3-2を提出して下さい。様式3-2については、様式内で指定する1～5の事項について確認できるものであれば、様式は任意で可とします。

①TECRISに登録している場合は、上表に当該登録番号を記入の上、「完了登録業務カルテ受領書」等の写しを添付してください。

②上記①によることができない場合は、上表の内容が確認できる業務計画書の写し・契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

また、同種・同規模の実績であると審査により認められた元請実績については、4件を最大として評価するものとします。

なお、全ての添付資料のサイズはA4以上とし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は、最終のもの）を提出してください（文字等が判読困難である場合又は実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります）。

(5) 業務の実施方針

業務の実施方針（業務理解度）、実施手順、実施体制について様式4に記載してください。枚数はA4（片面）2枚以内とします。

(6) 評価テーマ

別紙「宿泊施設誘致PR事業業務委託に係る審査採点表」に記載されている評価テーマに関する技術提案について、評価テーマ1を様式5-1に記載、評価テーマ2を様式5-2に記載、評価テーマ3を様式5-3に記載してください。

なお、様式5-1、様式5-2及び様式5-3ともに、枚数はA4（片面）2枚以内とし、提案を他方の様式に記載しても、評価の対象となりません。

(7) 参考見積について

提出された参考見積について、1の(3)で示す業務量の目安の限度額を超えてい

る場合又は仕様書に記載されている業務内容に対応する見積項目が不足している場合については、受託業者として特定しません。

(8) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(9) その他

ア 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期間内であっても、部分的な差替え及び追加は認めません。

また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

ウ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

エ 提出された技術提案書が適正でない場合（未記載及び技術提案等の内容が技術提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は、無効となります。

オ プロポーザルは、宿泊施設誘致 PR 業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部（具体的な企業情報の提供等）の作成や業務内で検討し、決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。

なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、無効となる場合があります。

カ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

キ 提出された技術提案書について、この公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は、無効となる場合があります。

7 その他

(1) 契約の締結

「3の(7) 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条に定めるところによります。

(3) 仕様書及び特定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(4) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続を行ってください。

(5) 提案者が 2 者に達しない場合の取扱い

2 に掲げる参加資格の要件を満たしていれば審議を継続することとし、審査会により事業者の技術提案書等を総合的に判断することとします。ただし、受託業者とするためには、総得点が 60 点以上で、かつ審査会の合議により認められることを必要とし、これに満たない場合は、受託業者としません。

(6) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると

き。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。

(7) 平成 27 年 4 月 1 日に奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」といいます。）が施行されました。この業務を受注しようとする者は、条例で規定される次の遵守事項等を理解した上で受注してください。

ア 条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、この業務を適正に履行すること。

イ この業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

(ア) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいいます。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除きます。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(ウ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者

について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

(オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

ウ この業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。